

## 平成29年度高幡保護区保護司会事業計画（案）

平成29年度は、保護司活動の拠点となる更生保護サポートセンターが全国に42カ所（被災地支援型サポートセンターの新設4カ所を含む）の設置が認められ、高知県では、幡東保護区に設置されることになりました。県下15保護区のうち9保護区（60%）にサポートセンターが設置されることになります。

高幡保護区では、平成27年12月1日、四万十町役場東庁舎の会議室にサポートセンターを設置しておりましたが、平成28年10月1日から当初予定の四万十町農村環境改善センター内に移動し、正式に更生保護サポートセンター高幡を開所いたしました。保護司会としても、更生保護活動の拠点ができ、常駐する企画調整保護司を中心に更生保護事業の効率的かつ円滑な運営のため、四万十町更生保護女性会、四万十町少年補導センター等関係機関、団体との連携強化に努めるとともに、刑の一部執行猶予制度など新規施策や諸施策を踏襲しつつ社会情勢に対応し、地域に根ざした更生保護の推進を図るため、次の通り事業計画を策定する。

### 第1 基本方針

- (1) 就労支援のため協力雇用主の開拓に努める。
- (2) 地方公共団体を始め、労働・教育・福祉等各種団体との連携をより一層緊密にし、更生保護制度に対する地域住民の理解や協力を深め、積極的な協力を得るなど組織的なネットワークづくりに努め、保護観察や犯罪予防活動を効果的に推進する。
- (3) 青少年の健全育成に寄与するため、保護司会、学校との連携促進強化に取り組む。
- (4) 犯罪や非行の増加、原因の複雑化に対応するため、専門的知識の習得や資質及び処遇能力の研鑽に努めるよう研修活動の充実・活発化を図る。
- (5) 保護司定数の充足のため、適任者の発掘活動に取り組む。
- (6) 更生保護サポートセンターを拠点とした諸活動について積極的に取り組む。
- (7) 社会参加活動の充実と社会貢献活動の活動先の開拓に努める。
- (8) 「社会を明るくする運動」にあたっては、他の関係団体と積極的に連携協力するなど目的達成のため運動を展開する。

### 第2 事業

#### 1. 会議の開催

- (1) 総会の開催 (通常総会 1回)
- (2) 理事会の開催 (随時)
- (3) 地域処遇会議の開催 (随時)
- (4) 企画調整会議の開催 (1回/月)

## 2. 犯罪予防の活動の推進

### ※(1) “社会を明るくする運動” 関係事業の推進及び活動

- ① 社明実施委員会への出席 (5月下旬。四万十町役場。参加保護司3～5名)
- ② 街頭一斉広報活動展開 (7月初旬。四万十町役場他。全保護司)
- ③ 社明ポスターの展示 (6月下旬。保護区全域。全保護司)
- ④ 子ども会親善ソフトボール大会実施 (7月中旬。金上野グランド。参加保護司10名程度)
- ⑤ 小・中学校への作文コンテストの募集依頼 (6月～7月。小学12校、中学5校。全保護司)
- ⑥ 矯正施設製品の展示販売 (8月6日。農村環境改善センター。全保護司)

※(2) 学校との連携のため訪問協議 (年1回。小中学校17校。全保護司)

※(3) 少年補導センターの補導活動への参加協力 (通年。保護区内。保護司10名程度)

※(4) 少年補導員連絡協議会活動への参加協力 (通年。保護区内。保護司3～5名)

※(5) 麻薬・覚醒剤乱用防止町民大会への参加協力 (年2回。須崎市他。保護司3名)

※(6) 四万十町地域安全協議会への参加協力 (年1回。警察署。保護司1～2名)

※(7) 四万十町青少年育成町民会議への参加協力 (年1回。農村環境改善センター。全保護司)

## 3. 処遇支援活動の推進

### ※(1) 社会資源開拓活動の推進

- ① 社会福祉団体、商工会、農業漁業団体等と積極的な交流を図り社会資源の開拓に努める (通年。社協、商工会等。全保護司)
- ② 協力雇用主の発掘活動・登録要請に努める (通年。地元企業等。全保護司)
- ③ 学校との連携のため訪問協議を行う (年1回。小中学校17校。全保護司)
- ④ 少年補導センターと研究会の開催 (年1回。全保護司)

### ※(2) 更生保護施設高坂寮の処遇活動に対する協力

- ① 更生援助金の寄付と入所者への活動物資等の寄付
- ② 更生保護施設への夕食会行事開催に協力 (年2回。高坂寮。保護司1～2名)

### ※(3) 社会貢献活動の推進

- ① 社会貢献活動実施のための協議に関する活動 (通年。全保護司)
- ② 社会貢献活動の活動場所の開拓のための協議に関する活動 (通年。全保護司)

## 4. 各種研修の実施協力

- (1) 保護観察所で行う研修への参加
- (2) 自主研修の実施 (年1回。全保護司)
- (3) 1泊研修(矯正施設見学)の実施 (隔年。全保護司)
- (4) 近隣保護区との合同研修会の開催

## 5. 高知県保護司会連合会等との連携

- (1) 保護観察所主催の保護司代表者会議への参加
- (2) 高知県保護司会連合会理事会への参加
- (3) 更生保護大会(顕彰式典)への参加・協力

## 6. 協力組織との連携促進

- ※(1) 四万十町更生保護女性会と合同研修会の開催
- ※(2) 四万十町更生保護女性会が行うチャリティバザー等に協力

## 7. 会員相互の親睦活動

- (1) 顕彰式典における受賞者の祝賀会・忘年会等随時親睦会の開催
- (2) 慶弔規程に基づく会員相互の慶弔

## 8. 広報活動

- ※(1) 町の広報紙及び福祉広報紙等へ社明運動関連記事の掲載依頼をする  
(5月～6月。町広報誌他。保護司2～3名)
- ※(2) 町の公共放送機関を通じ広報活動をする
- ※(3) 地域住民向け「更生保護」啓発宣伝資料の活用 (通年。各保護区。全保護司)
  - ① 町内会・自治会への回覧依頼 (6月～7月)
  - ② 役場及び公民館等公共施設に持参 (6月～7月)
  - ③ 地域での集会等の機会をとらえ地域住民に広く配布 (1～3回/各保護司)
  - ④ 地域内小学校、・中学校へ持参し、生徒を通じて各家庭へ配布 (6月～7月)

## 9. その他

高幡保護区保護司会の目的達成のため必要と思われる事業の実施

(注) ※印を付したものは、保護司法第8条の2に規定する保護司会の計画である